

平成28年2月市議会定例会 提出議案件名

番号	件名	提出局
1	平成28年度北九州市一般会計予算について	財政局
2	平成28年度北九州市国民健康保険特別会計予算について	
3	平成28年度北九州市食肉センター特別会計予算について	
4	平成28年度北九州市卸売市場特別会計予算について	
5	平成28年度北九州市渡船特別会計予算について	
6	平成28年度北九州市競輪、競艇特別会計予算について	
7	平成28年度北九州市土地区画整理特別会計予算について	
8	平成28年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計予算について	
9	平成28年度北九州市港湾整備特別会計予算について	
10	平成28年度北九州市公債償還特別会計予算について	
11	平成28年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計予算について	
12	平成28年度北九州市土地取得特別会計予算について	
13	平成28年度北九州市駐車場特別会計予算について	
14	平成28年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計予算について	
15	平成28年度北九州市産業用地整備特別会計予算について	
16	平成28年度北九州市廃棄物発電特別会計予算について	
17	平成28年度北九州市漁業集落排水特別会計予算について	
18	平成28年度北九州市介護保険特別会計予算について	
19	平成28年度北九州市空港関連用地整備特別会計予算について	

番号	件名	提出局
20	平成28年度北九州市学術研究都市土地区画整理特別会計予算について	財政局
21	平成28年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計予算について	
22	平成28年度北九州市後期高齢者医療特別会計予算について	
23	平成28年度北九州市市民太陽光発電所特別会計予算について	
24	平成28年度北九州市上水道事業会計予算について	
25	平成28年度北九州市工業用水道事業会計予算について	
26	平成28年度北九州市交通事業会計予算について	
27	平成28年度北九州市病院事業会計予算について	
28	平成28年度北九州市下水道事業会計予算について	
29	北九州市行政不服審査法に基づく手数料等に関する条例について	総務企画局
30	北九州市職員の退職管理に関する条例について	
31	北九州市事務分掌条例の一部改正について	
32	北九州市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	財政局
33	北九州市手数料条例の一部改正について	
34	北九州市市税条例の一部改正について	
35	法人の市民税の課税の臨時特例に関する条例の一部改正について	市民文化スポーツ局
36	区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域に関する条例の一部改正について	
37	北九州市スポーツによるにぎわいづくり基金条例について	
38	北九州市スポーツ施設条例の一部改正について	
39	北九州市立消費生活センター条例について	

番号	件名	提出局
40	北九州市民生委員の定数を定める条例の一部改正について	保健福祉局
41	北九州市介護保険条例等の一部改正について	
42	北九州市国民健康保険条例の一部改正について	
43	北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
44	北九州市渡船事業条例の一部改正について	産業経済局
45	北九州市公設地方卸売市場条例の一部改正について	
46	北九州市自転車の放置の防止に関する条例の一部改正について	建設局
47	北九州市建築審査会条例の一部改正について	建築都市局
48	北九州市火災予防条例の一部改正について	消防局
49	北九州市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	病院局
50	北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	教育委員会
51	北九州市立美術館改修工事請負契約締結について	契約室
52	砂津長浜線道路改良工事（27-1）請負契約締結について	
53~68	連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る直方市ほか15市町との連携協約の締結に関する協議について	総務企画局
69	北九州市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について	市民文化スポーツ局
70	市有地の処分について	産業経済局
71	市有地の処分について	建築都市局
72	市有地の処分について	港湾空港局
73	鹿児島本線門司・小倉間仮称砂津架道橋新設工事委託協定の一部変更について	建設局
74	道路の整備に関する基本計画の変更に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更について	建築都市局
75	基本財産の額の増加に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更に関する同意について	

番号	件名	提出局
76	町の区域の変更について	建築都市局
77	損害賠償の請求に関する訴えの提起について	港湾空港局
78	土地の取得について	
79	公有水面埋立てに関する意見について	
80	交通局嘱託員に係る未払賃金等請求控訴事件に関する和解について	交通局
81	包括外部監査契約締結について	監査事務局
82	指定管理者の指定について（北九州市立浅生スポーツセンター）	市民文化スポーツ局
83	平成27年度北九州市一般会計補正予算について	財政局
84	平成27年度北九州市一般会計補正予算について	
85	平成27年度北九州市国民健康保険特別会計補正予算について	
86	平成27年度北九州市競輪、競艇特別会計補正予算について	
87	平成27年度北九州市土地区画整理特別会計補正予算について	
88	平成27年度北九州市港湾整備特別会計補正予算について	
89	平成27年度北九州市土地取得特別会計補正予算について	
90	平成27年度北九州市学術研究都市土地区画整理特別会計補正予算について	
91	平成27年度北九州市交通事業会計補正予算について	
92	平成27年度北九州市下水道事業会計補正予算について	

平成28年2月市議会定例会 提出議案

議案種別	件数(件)
予算議案	28
条例議案	22
一般議案	32
補正予算議案	10
合計	92

No.	件名	要旨
平成 28 年度 予 算 規 模	区分	予算総額
	一般会計	5,514億5,400万円
	特別会計	5,696億2,070万円
	企業会計	1,239億8,895万円
	合計	1兆2,450億6,365万円
1	平成28年度北九州市 一般会計 予算について	予算額 5,514億5,400万円
2	平成28年度北九州市 国民健康保険 特別会計予算について	予算額 1,348億5,500万円
3	平成28年度北九州市 食肉センター 特別会計予算について	予算額 3億6,500万円
4	平成28年度北九州市 卸売市場 特別会計予算について	予算額 7億6,020万円

No.	件名	要旨
5	平成 28 年度北九州市 渡船 特別会計予算について	予算額 3 億 1,560 万円
6	平成 28 年度北九州市 競輪、競艇 特別会計予算について	予算額 1,143 億 1,800 万円
7	平成 28 年度北九州市 土地区画整理 特別会計予算について	予算額 14 億 9,500 万円
8	平成 28 年度北九州市 土地区画整理事業清算 特別会計予算について	予算額 110 万円
9	平成 28 年度北九州市 港湾整備 特別会計予算について	予算額 45 億 6,500 万円
10	平成 28 年度北九州市 公債償還 特別会計予算について	予算額 1,930 億 7,700 万円
11	平成 28 年度北九州市 住宅新築資金等貸付 特別会計予算について	予算額 3,000 万円

No.	件名	要旨
12	平成 28 年度北九州市 土地取得 特別会計予算について	予算額 38 億 6,700 万円
13	平成 28 年度北九州市 駐車場 特別会計予算について	予算額 3 億 9,200 万円
14	平成 28 年度北九州市 母子父子寡婦福祉資金 特別会計予算について	予算額 8 億 9,520 万円
15	平成 28 年度北九州市 産業用地整備 特別会計予算について	予算額 6 億 7,600 万円
16	平成 28 年度北九州市 廃棄物発電 特別会計予算について	予算額 29 億 3,700 万円
17	平成 28 年度北九州市 漁業集落排水 特別会計予算について	予算額 1 億 1,430 万円
18	平成 28 年度北九州市 介護保険 特別会計予算について	予算額 928 億 9,200 万円

No.	件名	要旨
19	平成 28 年度北九州市 空港関連用地整備 特別会計予算について	予算額 330 万円
20	平成 28 年度北九州市 学術研究都市土地区画整理 特別会計予算について	予算額 25 億 3,800 万円
21	平成 28 年度北九州市 臨海部産業用地貸付 特別会計予算について	予算額 4 億 4,560 万円
22	平成 28 年度北九州市 後期高齢者医療 特別会計予算について	予算額 149 億 9,500 万円
23	平成 28 年度北九州市 市民太陽光発電所 特別会計予算について	予算額 8,340 万円
24	平成 28 年度北九州市 上水道 事業会計予算について	予算額 338 億 733 万円
25	平成 28 年度北九州市 工業用水道 事業会計予算について	予算額 29 億 189 万円

No.	件名	要旨
26	平成 28 年度北九州市 交通 事業会計予算について	予算額 22 億 512 万円
27	平成 28 年度北九州市 病院 事業会計予算について	予算額 321 億 3,971 万円
28	平成 28 年度北九州市 下水道 事業会計予算について	予算額 529 億 3,490 万円

N o
2 9

北九州市行政不服審査法に基づく手数料等に関する条例について

(総務企画局総務部文書課)

行政不服審査法に基づく手数料等に関し必要な事項を定めるもの

1 条例の内容

(1) 趣旨 (第1条)

(2) 審理手続における書面の写し等の交付に係る手数料の額等
(第2条)

ア 白黒で複写され、又は出力された用紙 1枚につき10円

イ カラーで複写され、又は出力された用紙 1枚につき20円

(3) 手数料の免除 (第3条)

(4) 北九州市行政不服審査会における書面の写し等の交付に係る手数料の額等 (第4条)

(5) 地方自治法の規定において準用する法の規定に基づく手数料等 (第5条)

(6) 公職選挙法の規定において準用する法の規定に基づく手数料等 (第6条)

(7) 地方税法の規定において準用する法の規定に基づく手数料等 (第7条)

(8) 他の法律の規定において準用する法の規定に基づく手数料等 (第8条)

(9) 委任 (第9条)

2 施行期日

平成28年4月1日

<p>N o 3 0</p>	<p>北九州市職員の退職管理に関する条例について (総務企画局人事部人事課)</p>
<p>地方公務員法の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるもの</p> <p>1 条例の内容</p> <p>(1) 趣旨 (第1条)</p> <p>(2) 再就職者による依頼等の規制 (第2条)</p> <p>再就職者のうち、部長又は課長に相当する職に離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等の役職員等に対し、契約等事務であって離職した日の5年前の日より前の職務(当該職に就いていたときの職務に限る。)に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為を依頼等してはならないことを定める。</p> <p>(3) 市長への届出 (第3条)</p> <p>管理又は監督の地位にある職員の職に就いていた者は、離職後2年間、営利企業以外の事業の団体又は営利企業の地位に就いた場合は、速やかに、市長に届け出なければならないことを定める。</p> <p>(4) 罰則 (第4条)</p> <p>(3)の市長への届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処することを定める。</p> <p>2 施行期日</p> <p>平成28年4月1日</p>	

No
31

北九州市事務分掌条例の一部改正について

(総務企画局人事部人事課)

技術監理局及び企画調整局を新設する等のため、関係規定を改めるもの

1 改正の内容 (第1条関係)

現 行	改 正 後
<p>契約室</p> <p>(1) 工事及び物品の契約に関する事項</p> <p>技術監理室</p> <p>(1) 工事関係の技術の管理に関する事項</p> <p>(2) 工事の検査に関する事項</p>	<p>技術監理局</p> <p>(1) 工事関係の技術の管理に関する事項</p> <p>(2) 工事の検査に関する事項</p> <p>(3) 工事及び物品の契約に関する事項</p>
<p>総務企画局</p> <p>(1) 議会及び市の行政一般に関する事項</p> <p>(2) 重要事項の計画、調査、立案及び総合調整に関する事項</p> <p>(3) 市の長期総合計画に関する事項</p> <p>(4) 職員の人事、給与及び福利厚生に関する事項</p> <p>(5) 事務事業の調査及び能率並びに文書に関する事項</p> <p>(6) 男女共同参画社会の形成に関する事項</p> <p>(7) その他他の主管に属しない事項</p>	<p>企画調整局</p> <p>(1) 重要事項の計画、調査、立案及び総合調整に関する事項</p> <p>(2) 市の長期総合計画に関する事項</p> <p><u>(3) 公共施設マネジメントに関する事項</u></p> <p>総務局</p> <p>(1) 議会及び市の行政一般に関する事項</p> <p>(2) 職員の人事、給与及び福利厚生に関する事項</p> <p>(3) 事務事業の調査及び能率並びに文書に関する事項</p> <p>(4) 男女共同参画社会の形成に関する事項</p> <p>(5) その他他の主管に属しない事項</p>

2 施行期日

平成28年4月1日

N o
3 2

北九州市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

(総務企画局人事部給与課)

地方公務員災害補償法施行令等の一部改正に伴い、他の法令による給付との調整に係る率を変更するため、関係規定を改めるもの

- 1 障害厚生年金等（障害基礎年金が支給される場合を除く。）との併給に係る調整率の変更（付則第5条関係）

補償の種類	現 行	改正後
傷病補償年金	0 . 8 6	0 . 8 8
休業補償	0 . 8 6	0 . 8 8

- 2 施行期日

平成28年4月1日

No
33

北九州市手数料条例の一部改正について

(財政局財務部財政課)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行等に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査に係る手数料等を新設するため、関係規定を改めるもの

1 住宅を増築し、又は改築する場合の長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の新設（別表関係）

手数料を徴収する事務	区分	手数料の金額
長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定又は変更の認定の申請に対する審査	一戸建ての住宅	1件につき (1) 登録住宅性能評価機関による適合証がある場合 11,000円（変更の場合 5,500円） (2) 登録住宅性能評価機関による適合証がない場合 70,000円（変更の場合 35,000円）
	共同住宅等	1件につき (1) 登録住宅性能評価機関による適合証がある場合 床面積（変更の場合は、変更に係る床面積の2分の1）に応じて19,000円～342,000円 (2) 登録住宅性能評価機関による適合証がない場合 床面積（変更の場合は、変更に係る床面積の2分の1）に応じて168,000円～5,326,000円

2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査等に係る手数料の新設（別表関係）

手数料を徴収する事務	区分	手数料の金額	
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定又は変更の認定の申請に対する審査	基本的審査	一戸建ての住宅	1件につき 5,000円（変更の場合 2,500円）
	手続料	共同住宅等の住戸部分及び共用部分	1件につき 10,000円～85,000円（変更の場合 5,000～42,500円）
		共同住宅等の非住宅部分及び非住宅建築物	1件につき 10,000円～213,000円（変更の場合 5,000円～106,500円）
		技術的審査	一戸建ての住宅
		共同住宅等の住戸部分及び共用部分	1件につき 64,000円～213,000円（変更の場合 32,000円～106,500円）

(次頁に続く)

(続き)

	手数料	共同住宅等の非住宅部分及び非住宅建築物	モデル建物法による評価を行う場合	1件につき 83,000 円～249,000 円 (変更の場合 41,500 円～124,500 円)
			標準入力法又は主要室入力法による評価を行う場合	1件につき 232,000 円～712,000 円 (変更の場合 116,000 円～356,000 円)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規制に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	基本的審査手数料	一戸建ての住宅		1件につき 5,000 円
		共同住宅等の住戸部分及び共用部分		1件につき 10,000 円～85,000 円
	共同住宅等の非住宅部分及び非住宅建築物		1件につき 10,000 円～213,000 円	
	技術的審査手数料	一戸建ての住宅	性能基準による評価を行う場合	1件につき 32,000 円～36,000 円
			仕様基準による評価を行う場合	1件につき 15,000 円～16,000 円
		共同住宅等の住戸部分及び共用部分	性能基準による評価を行う場合	1件につき 64,000 円～213,000 円
			仕様基準による評価を行う場合	1件につき 25,000 円～81,000 円
		共同住宅等の非住宅部分及び非住宅建築物	モデル建物法による評価を行う場合	1件につき 83,000 円～249,000 円
標準入力法又は主要室入力法による評価を行う場合			1件につき 232,000 円～712,000 円	

3 施行期日
平成28年4月1日

No
34

北九州市市税条例の一部改正について

(財政局税務部税制課)

地域再生法に基づく地域再生計画に沿って整備された一定の施設について、固定資産税の不均一課税を行うため、関係規定を改めるもの

1 固定資産税の不均一課税

地方活力向上地域特定業務施設整備計画について地域再生法の認定を受けた事業者が、当該計画に従って特定業務施設を新設し、又は増設した場合は、当該特定業務施設の用に供する家屋又は構築物及び当該家屋又は構築物の敷地である土地等に対する固定資産税について、不均一課税を行う。(付則第15条の2、第15条の7、第15条の8関係)

不均一課税の税率

年 度	税 率
初年度	100分の0.14
第2年度	100分の0.35
第3年度	100分の0.7

2 施行期日

公布の日

No
35

法人の市民税の課税の臨時特例に関する条例の一部改正について

(財政局税務部税制課)

法人の市民税の課税の臨時特例措置の期間を延長するため、関係規定を改めるもの

1 臨時特例措置の期間の延長（第2条関係）

現 行	改正後
昭和51年10月1日から 平成28年9月30日まで	昭和51年10月1日から 平成33年9月30日まで

2 施行期日

公布の日

No 36	<p>区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域に関する条例の一部改正について</p> <p style="text-align: right;">(市民文化スポーツ局市民部総務課)</p>
----------	--

地方自治法の一部改正に伴い、区の事務所が分掌する事務を定めるため、関係規定を改めるもの

1 題名の改正（題名関係）

現 行	区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域に関する条例
改正後	区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び <u>事務分掌</u> に関する条例

2 区の事務所の事務分掌（第3条関係）

- (1) 区が主体となつて行うまちづくりに関する事項
- (2) 区におけるコミュニティの活動の支援に関する事項
- (3) 住民基本台帳及び戸籍に関する事項
- (4) 区における社会福祉、社会保障及び保健衛生に関する事項
- (5) 区における道路その他土木に関する事項
- (6) 区における子ども及び家庭に係る行政サービスに関する事項
- (7) その他区における行政サービスに関する事項

3 施行期日

平成28年4月1日

<p>N o 3 7</p>	<p>北九州市スポーツによるにぎわいづくり基金条例について (市民文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課)</p>
<p>北九州市におけるスポーツの普及及び振興を図り、もってまちのにぎわいを創出するため、北九州市スポーツによるにぎわいづくり基金を設置するもの</p> <p>1 条例の内容</p> <p>(1) 設置 (第1条)</p> <p>(2) 基金の積立て (第2条)</p> <p>(3) 管理 (第3条)</p> <p>(4) 運用益金の処理 (第4条)</p> <p>(5) 繰替運用 (第5条)</p> <p>(6) 処分 (第6条)</p> <p>(7) 委任 (第7条)</p> <p>2 施行期日 公布の日</p>	

No
38

北九州市スポーツ施設条例の一部改正について

(市民文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課)

北九州市立浅生スポーツセンターの使用料を定めるため、関係規定を改めるもの

1 浅生スポーツセンターの使用料の新設 (別表第2関係)

共用	体育館	区分		一般		高等学校の生徒		小・中学校の児童及び生徒		
		1人1回(2時間以内)		260円		130円		80円		
		回数券(10枚つづり)	1人1回(2時間以内)	2,340円		1,170円		720円		
	温水プール	区分		一般		中学校の生徒		小学校の児童以下の者		
				7月及び8月	その他の月	7月及び8月	その他の月	7月及び8月	その他の月	
		個人	1人1回(2時間以内)	円 260	円 400	円 200	円 250	円 100	円 120	
		団体	30人以上 50人未満	1人1回(2時間以内)	230	360	180	225	90	105
			50人以上	1人1回(2時間以内)	205	320	160	200	80	95
	回数券(10枚つづり)	1人1回(2時間以内)	2,340	3,200	1,800	2,000	900	960		
	トレーニング室	高等学校の生徒以上の者		1人1回(2時間以内)				300円		
				回数券(10枚つづり)	1人1回(2時間以内)			2,700円		
	庭球場	区分		一般		高等学校の生徒		小・中学校の児童及び生徒		
		1人1回(2時間以内)		円 330		円 160		円 100		
		回数券(10枚つづり)	1人1回(2時間以内)	2,970		1,440		900		
		定期券	1月	3,960		1,920		1,200		
6月			16,500		8,000		5,000			
12月	23,760		11,520		7,200					

(次頁に続く)

(続き)

柔 剣 道 場	区分		一般	高等学校の生徒	中学校の生徒以下 の者			
	1人1回(2時間以内)		円 260	円 130	円 80			
	回数券(10 枚つづり)	1人1回(2時間以 内)	2,340	1,170	720			
	定期券	1月	3,120	1,560	960			
		3月	5,720	2,860	1,760			
弓 道 場	区分		一般		高等学校の生徒以下 の者			
	1人1回(2時間以内)		170円		80円			
	回数券(10 枚つづり)	1人1回(2時間以 内)	1,530円		720円			
専 用	区分		9時~12時		12時~17時		17時~21時	
			平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日
	体育館	A	円 5,100	円 6,100	円 7,800	円 9,400	円 7,800	円 9,400
		B	7,700	9,200	11,700	14,100	11,700	14,100
	多目的ホール		520	650	1,100	1,300	1,110	1,300
温 水 プ ール	区分		7月及び8月			その他の月		
	平日	1回(2時間以内)	5,700円			9,000円		
	土曜日 日曜日 休日	1回(2時間以内)	6,800円			11,300円		
庭球場		1面1回(2時間以内)			1,680円			
柔 剣 道 場	区分		9時~12時		12時~17時		17時~21時	
	柔道場	剣道場	1,750円		3,100円		3,100円	
弓道場		1時間又はその端数ごとに				800円		
駐 車 場	<p>1 1台につき2時間30分までは100円とし、2時間30分を超える場合は2時間30分を超える30分又はその端数ごとに100円とする。ただし、1日に連続して4時間を超えて駐車したときは、1日当たり500円とする。</p> <p>2 浅生スポーツセンターの利用者以外の者が利用する場合は、1台につき30分又はその端数ごとに100円とする。</p> <p>3 駐車時間が20分以内のときは、無料とする。</p>							

2 施行期日

平成28年9月1日

No 39	北九州市立消費生活センター条例について (市民文化スポーツ局安全・安心推進部消費生活センター)
<p>消費者安全法の一部改正に伴い、消費生活センターの組織及び運営等に関する事項を定めるもの</p> <p>1 条例の内容</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 趣旨 (第1条)(2) 設置 (第2条)(3) 事業 (第3条)(4) 館長及び職員の配置 (第4条)(5) 消費生活相談員の配置 (第5条)(6) 消費生活相談員の人材及び処遇の確保 (第6条)(7) 職員に対する研修 (第7条)(8) 情報の安全管理 (第8条)(9) 委任 (第9条) <p>2 施行期日</p> <p>平成28年4月1日</p>	

N o
4 0

北九州市民生委員の定数を定める条例の一部改正について

(保健福祉局地域支援部いのちをつなぐネットワーク推進課)

民生委員の定数の適正化を図るため、関係規定を改めるもの

1 民生委員の定数の変更

現行	改正後
1, 5 6 8 人	1, 5 8 2 人

2 施行期日

平成 2 8 年 1 2 月 1 日

N o
4 1

北九州市介護保険条例等の一部改正について

(保健福祉局地域支援部介護保険課)

介護保険法の一部改正に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業の事業者の指定の申請に係る手数料を定める等のため、関係規定を改めるもの

1 北九州市介護保険条例の一部改正

介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に係る手数料の新設（別表関係）

手数料を徴収する事務	金額
介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定の申請に対する審査	1件につき30,000円
介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき20,000円

2 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

介護予防・日常生活支援総合事業の実施に必要な費用をふれあいむら社ノ木デイサービスセンターの使用料として定める。（別表第4関係）

3 北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正

地域密着型通所介護の実施に必要な基準を定める。（別表第1、別表第2、別表第3関係）

4 施行期日

1及び2は、規則で定める日

3は、平成28年4月1日

No
42

北九州市国民健康保険条例の一部改正について

(保健福祉局保健医療部保険年金課)

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の基礎賦課限度額等を変更するため、関係規定を改めるもの

1 基礎賦課限度額の変更 (第13条関係)

現行	改正後
52万円	54万円

2 後期高齢者支援金等賦課限度額の変更 (第14条の9関係)

現行	改正後
17万円	19万円

3 保険料の軽減判定所得基準の緩和 (第20条関係)

軽減割合	現行	改正後
5割	世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者の数の合計数に <u>26万円</u> を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合	世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者の数の合計数に <u>26万5,000円</u> を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合
2割	世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者の数の合計数に <u>47万円</u> を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合	世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者の数の合計数に <u>48万円</u> を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合

4 施行期日

平成28年4月1日

No 43	北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について (保健福祉局保健医療部食肉センター)
----------	--

北九州市立食肉センターの冷蔵庫使用料の適正化を図るため、関係規定を改めるもの

1 食肉センターの冷蔵庫使用料の改定（別表第2関係）

現行	改正後
牛、馬、子牛又は子馬 2分 体1件1日につき <u>157円</u>	牛、馬、子牛又は子馬 2分 体1件1日につき <u>189円</u>
豚、山羊又はめん羊 2分 体1件1日につき <u>63円</u>	豚、山羊又はめん羊 2分 体1件1日につき <u>75円</u>

2 施行期日

平成28年4月1日

No 44	北九州市渡船事業条例の一部改正について (産業経済局観光にぎわい部渡船事業所)
<p>学校教育法の一部改正に伴い、関係規定を改めるもの</p> <p>1 義務教育学校制度の創設に伴う渡船使用料に係る規定の整備（別表第1、別表第2関係） 義務教育学校の前期課程に就学する児童については、渡船使用料の「小児」区分を適用する。</p> <p>2 施行期日 平成28年4月1日</p>	

No 45	北九州市公設地方卸売市場条例の一部改正について (産業経済局中央卸売市場)
----------	--

加工所の新設に伴い、使用料を設定する等のため、関係規定を改めるもの

1 事務室使用料及び加工所使用料の新設（別表第4関係）

冷蔵庫棟事務室	1平方メートル1月につき700円
加工所B	1平方メートル1月につき1,400円

2 冷蔵庫使用料の改定（別表第4関係）

現行		改正後	
製氷 冷蔵 庫	1棟1月につき 4,060,000円 (製氷量が月1,200 トンを超える場合にあっては、製氷量1トンにつき2,200円として計算した額を加算した額とする。)	冷蔵 庫	保管量1トン1日につき37円
		製氷 機	製氷量1トンにつき 1,348円

3 施行期日

平成28年4月1日

N o
4 6

北九州市自転車の放置の防止に関する条例の一部改正について

(建設局道路部道路維持課)

放置自転車の移動及び保管に要した費用として徴収する額の適正化を図るため、関係規定を改めるもの

- 1 放置自転車の移動及び保管に要した費用として徴収する額の改定
(第14条関係)

現行	改正後
1台につき <u>1,600円</u>	1台につき <u>2,000円</u>

- 2 施行期日
平成28年4月1日

No 47	北九州市建築審査会条例の一部改正について <p style="text-align: right;">(建築都市局指導部宅地指導課)</p>
<p>建築基準法の一部改正に伴い、北九州市建築審査会の委員の任期を定めるため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 委員の任期に係る規定の追加（第3条関係） 委員の任期は、2年とする。</p> <p>2 施行期日 平成28年4月1日</p>	

No
48

北九州市火災予防条例の一部改正について

(消防局予防部指導課)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、関係規定を改めるもの

- 1 グリドル付こんろが建築物等との間に保たなければならない距離を定める。(別表第1、別表第2関係)

区分	上方	側方	前方	後方
不燃材料以外の材料による仕上げをした建築物等との距離	100	15	15	15
不燃材料による仕上げをした建築物等との距離	80	0	—	0

※単位：センチメートル

- 2 5.8キロワット以下の電磁誘導加熱式調理器が建築物等との間に保たなければならない距離を定める。(別表第2関係)

区分	上方	側方	前方	後方
不燃材料以外の材料による仕上げをした建築物等との距離	100	2	2	2
不燃材料による仕上げをした建築物等との距離	80	0	—	0

※単位：センチメートル

- 3 施行期日

平成28年4月1日

N o
4 9

北九州市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

(病院局経営課)

北九州市立八幡病院に消化器外科を新設するため、関係規定を改めるもの

1 八幡病院の診療科目の新設（別表第1関係）

現 行	改 正 後
内科、精神科、循環器内科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、救急科、麻酔科、歯科	内科、精神科、循環器内科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、 <u>消化器外科</u> 、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、救急科、麻酔科、歯科

2 施行期日

平成28年4月1日

No 50	北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について (教育委員会中央図書館庶務課)
----------	---

北九州市立八幡図書館を移転するため、関係規定を改めるもの

1 八幡図書館の移転（別表第2関係）

現行	改正後
北九州市八幡東区尾倉二丁目 <u>6番2号</u>	北九州市八幡東区尾倉二丁目 <u>6番1号</u>

2 施行期日

規則で定める日

N o 53～68	連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る直方市ほか15市町との連携協約の締結に関する協議について <div style="text-align: right;">(総務企画局政策部企画課)</div>
--------------	---

地方自治法に規定する連携協約を直方市ほか15市町と締結するため、これらの市町と協議するもの

1 連携協約を締結する市町

直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、苈田町、みやこ町、上毛町及び築上町

2 協約の内容

- (1) 目的 (第1条)
- (2) 基本方針 (第2条)
- (3) 連携する取組及び役割分担 (第3条)
- (4) 事務執行及び費用負担等 (第4条)
- (5) 北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョンの策定 (第5条)
- (6) 協議 (第6条)

3 連携する取組 (第3条関係)

- (1) 経済成長のけん引に係る取組の内容 (別表第1)

取組内容	
経済戦略の策定	圏域全体の経済成長をけん引するため、北九州地域連携懇談会を開催し、圏域の成長戦略である北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョンの進捗管理等を行う。

(次頁に続く)

(続き)

戦略産業の育成	圏域における戦略産業の特定、産業クラスターの形成、創業促進など、圏域全体の産業力強化に関する取組を行う。
地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	圏域資源を活用し、販路開拓など圏域における経済の活性化に資する取組を行う。
戦略的な観光施策	圏域内外からの観光客の誘致のほか、圏域内での交流人口の増加に取り組む。
その他経済成長のけん引に係る取組	圏域への新しい人の流れをつくるための取組を行う。

(2) 高次の都市機能の集積及び強化に係る取組の内容 (別表第2)

取組内容	
高度な医療サービスの提供	圏域住民の医療需要に対応するため高度急性期医療等の提供を図る。
圏域の中心拠点の整備及び圏域内外を結ぶ交通環境の強化	圏域の中心拠点である小倉駅周辺のにぎわいを創出するための整備及び圏域内外を結ぶ交通環境の強化に向けた取組を行う。
高等教育及び研究開発の環境整備	圏域に集積する自動車関連企業の需要に応じるため、産業人材育成の強化を図る。

(次頁に続く)

(続き)

その他高次の都市機能の集積及び強化に係る取組	北九州空港の機能拡充及び利用促進を図り、人的交流、物流及び産業の拠点化を推進する。
------------------------	---

(3) 生活関連機能サービスの向上に係る取組の内容 (別表第3)

ア 生活機能の強化に係る政策分野

取組内容	
地域医療	高齢者の在宅医療及び在宅介護の推進など、圏域の需要に応じた取組を行う。
介護	圏域の高齢者支援のネットワークをつなぐ取組を行う。
福祉	子育て環境の充実その他の圏域の福祉向上に向けた取組を行う。
教育、文化及びスポーツ	図書館の広域利用、大学による学習の場の提供及びスポーツ活動の機会の充実にに向けた取組を行う。
地域振興	若者及び女性の就労支援、農業振興、地域課題解決に向けた研究など、地域振興に関する取組を行う。
災害対策	消防業務の効率化に向けた検討を行うとともに、広域的な観点からの災害対策の推進を図る。

(次頁に続く)

(続き)

環境	圏域全体の環境保全及び循環型社会の構築に向けた取組を行う。
上下水道	上下水道分野の広域連携に向けた検討を行う。

イ 圏域内外の結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

取組内容	
地域公共交通	公共交通ネットワークの確保及び維持のための検討を行う。
情報通信技術インフラの整備	多様な分野において情報通信技術の効果的な利活用の促進を図る。
交通インフラの整備及び維持	広域的な地域の連携を促す道路ネットワークづくりのための取組を行う。
地産地消	圏域内での地産地消を推進するための取組を検討し、実施する。
交流及び移住の促進等	圏域への移住及び定住に向けた取組、地域間の相互理解を深める取組など、地域の活性化に資する取組を行う。

(次頁に続く)

(続き)

ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

取組内容	
人材の育成	圏域の市町職員の能力向上を図るための研修等を行う。
圏域の市町職員の交流	圏域の市町職員の交流を図るための事業を共同で行う。
その他圏域マネジメント能力の強化に係る取組	圏域のマネジメント能力の強化又は事務執行の効率化を図るための事業を行う。

<p>N o 6 9</p>	<p>北九州市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について (市民文化スポーツ局市民部区政課)</p>
<p>北九州市の特定の事務を取り扱わせる郵便局を指定するもの</p> <p>1 指定する郵便局の名称 若松高須郵便局 八幡南郵便局</p> <p>2 指定する郵便局において取り扱う事務 下記証明書の請求（第三者による請求は除く）の受付及び引渡しに関する事務 (1) 戸籍の謄抄本等 (2) 住民票の写し及び住民票記載事項証明書 (3) 戸籍の附票の写し (4) 印鑑登録証明書</p> <p>3 指定する郵便局において事務を取り扱う期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで</p>	

<p>N o 7 0</p>	<p>市有地の処分について</p> <p style="text-align: right;">(産業経済局産業振興部新産業振興課)</p>
<p>若松区小敷ひびきの二丁目に所在する市有地を商業施設用地として売り払うもの。</p> <p>1 土地の地目及び所在地</p> <p>宅地</p> <p>若松区小敷ひびきの二丁目1番101</p> <p>若松区小敷ひびきの二丁目1番102</p> <p>若松区小敷ひびきの二丁目1番103</p> <p>若松区小敷ひびきの二丁目1番104</p> <p>2 土地の面積</p> <p>2万4,627.26㎡</p> <p>3 売払い予定金額</p> <p>16億4,055万3,560円</p>	

<p>N o 7 1</p>	<p>市有地の処分について (建築都市局まちづくり推進室まちづくり推進課)</p>
<p>八幡西区筒井町に所在する市有地を住宅及び商業施設用地として売り 払うもの</p> <p>1 土地の地目及び所在地 宅地 八幡西区筒井町10番1</p> <p>2 土地の面積 1万186.77平方メートル</p> <p>3 売払い予定金額 11億5,084万7,389円</p>	

No 72	市有地の処分について <p style="text-align: right;">(港湾空港局総務港営部立地促進課)</p>
<p>門司区新門司北一丁目に所在する市有地を倉庫用地として売り払うもの。</p> <ol style="list-style-type: none">1 土地の地目及び所在地 宅地 門司区新門司北一丁目16番5 2 土地の面積 1万2,407.68㎡ 3 売払い予定金額 2億9,033万9,712円	

No 73	鹿児島本線門司・小倉間仮称砂津架道橋新設工事委託協定の一部 変更について <p style="text-align: right;">(建設局道路部街路課)</p>
<p>鹿児島本線門司・小倉間仮称砂津架道橋新設工事委託協定について、 委託金額を変更するもの</p> <ol style="list-style-type: none">1 既決委託金額 80億円 2 変更委託金額 76億9,625万4,894円	

No
74

道路の整備に関する基本計画の変更に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更について

(建築都市局計画部都市交通政策課)

福岡北九州高速道路公社の定款中道路の整備に関する基本計画を変更するもの

道路の整備に関する基本計画の変更（第15条関係）

変 更 後			変 更 前		
路線名	管 理 の 区 間		路線名	管 理 の 区 間	
	起 点	終 点		起 点	終 点
福岡高速3号線 (福岡市道福岡高速3号線) (福岡市道福岡高速3号線 豊下臼井線)	福岡市博多区東光二丁目 (福岡市博多区東光二丁目)	福岡市博多区大字下臼井 (福岡市博多区豊二丁目) (福岡市博多区大字下臼井)	福岡高速3号線 (福岡市道福岡高速3号線)	福岡市博多区東光二丁目 (福岡市博多区東光二丁目)	福岡市博多区豊二丁目 (福岡市博多区豊二丁目)

No 75	<p>基本財産の額の増加に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更に関する同意について</p> <p style="text-align: right;">(建築都市局計画部都市交通政策課)</p>
----------	--

基本財産の額の増加に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更に同意するもの

基本財産の額の変更（第16条関係）

		変 更 前	変 更 後	増 加 額
基本財産の額		2,212億9,760万円	2,215億1,960万円	2億2,200万円
出 資 の 額	福 岡 県	1,106億4,880万円	1,107億5,980万円	1億1,100万円
	福 岡 市	819億 100万円	820億1,200万円	1億1,100万円
	北九州市	287億4,780万円	287億4,780万円	0円

No
76

町の区域の変更について

(建築都市局整備部区画整理課)

北九州都市計画事業城野駅北土地区画整理事業の施行に伴い、町の区域を変更するもの

変 更 後	変 更 前 の 区 域
小倉北区東城野町	小倉北区片野新町三丁目 4の1の一部、4の3の一部、4の106の一部、4の107の一部、4の108から4の120まで、4の121の一部、4の122の一部、4の135の一部、4の136から4の150まで、4の151の一部、4の154から4の161までの各一部、14、15、1001の2
	小倉北区域野団地 70の2の一部、70の11の一部
小倉北区域野団地	小倉北区三郎丸二丁目 115の36の一部、115の92
	東城野町 5の4の一部

No 77	損害賠償の請求に関する訴えの提起について (港湾空港局総務港営部港営課)
<p>船舶事故に係る損害賠償の請求について訴えを提起するもの</p> <p>1 相手方 台北市 民間会社</p> <p>2 請求の要旨 相手方は、平成26年10月2日、北九州市門司区太刀浦海岸において、その運航する船舶による事故により、本市が所有する港湾施設を損傷させたので、その損害賠償の請求をするため、訴えを提起する。</p> <p>3 訴訟遂行の方針 (1) 第一審判決の結果必要があれば、上訴する (2) 訴訟において必要があれば、和解する</p>	

<p>N o 7 8</p>	<p>土地の取得について</p> <p style="text-align: right;">(港湾空港局総務港営部立地促進)</p>
<p>若松区響町一丁目に所在する土地を北九州市地域エネルギー拠点化推進事業用地として買い入れるもの</p> <p>1 土地の地目及び所在地 雑種地 若松区響町一丁目94番4</p> <p>2 土地の面積 5万2,799.69㎡</p> <p>3 買入れ予定金額 7億6,264万264円</p>	

N o 7 9	公有水面埋立てに関する意見について <div style="text-align: right;">(港湾空港局整備保全部計画課)</div>
------------	--

北九州市出願に係る公有水面埋立てについて、北九州港港湾管理者北九州市から意見を求められたので、異議ない旨回答するもの

出 願 人	北九州市
埋 立 区 域	北九州市若松区響町二丁目4番の地先公有水面
埋 立 面 積	384,300.00㎡
埋立地の用途	製造業用地、緑地及び道路用地
工事施行期間	22年

No 80	交通局嘱託員に係る未払賃金等請求控訴事件に関する和解について (交通局総務経営課)
----------	--

交通局嘱託員に係る未払賃金等請求控訴事件について和解するもの

1 相手方

- | | |
|-----------|----|
| 福岡県遠賀郡芦屋町 | 男性 |
| 福岡県中間市 | 男性 |
| 北九州市八幡西区 | 男性 |
| 北九州市八幡東区 | 男性 |
| 福岡県鞍手郡鞍手町 | 男性 |
| 北九州市八幡西区 | 男性 |
| 北九州市八幡西区 | 男性 |
| 北九州市八幡西区 | 男性 |
| 北九州市八幡西区 | 男性 |
| 北九州市八幡西区 | 男性 |
| 福岡県直方市 | 男性 |
| 北九州市八幡西区 | 男性 |
| 福岡県遠賀郡遠賀町 | 男性 |
| 山口県下関市 | 男性 |

2 和解事項

- (1) 北九州市は、待機時間が労働時間と休憩時間との双方の性格を有する特殊なものであるとの控訴審裁判所の所見を踏まえ、改めて待機時間中の業務の発生状況についての実態の把握に努め、市営バスの嘱託乗務員の待機時間の取扱いにつき、原審の指摘する問題点のほか、市民の要望や嘱託職員の労働環境も考慮しつつ、待機時間問題の解決に向けてその改善を速やかに図るものとする。(次頁に続く)

(続き)

- (2) 北九州市は、本和解成立後1箇月以内に、前項についての協議を開始するものとする。
- (3) 前項の協議の協議対象者は北九州市及び相手方とし、相手方以外の嘱託乗務員を協議対象者に加えるかどうか及び弁護士との協議への参加の可否は、その必要性が生じた時点で誠実に協議するものとする。
- (4) 北九州市は、相手方に対し、本件解決金として、別紙解決金一覧表記載の金員（合計886万円）の支払義務があることを認める。
- (5) 北九州市は、相手方に対し、上記各金員を、和解成立日から1箇月以内の日限り、相手方の指定する銀行預金口座に振り込む方法で支払う。
- (6) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (7) 北九州市及び相手方は、本件に関し、北九州市及び相手方との間に、本和解条項に定めるもののほか、何らかの債権債務がないことを相互に確認する。ただし、本件以降の待機時間について発生する可能性のある未払い賃金請求権はその限りでない。
- (8) 訴訟費用は、第1審、第2審とも各自の負担とする。

<p>N o 8 1</p>	<p>包括外部監査契約締結について</p> <p style="text-align: right;">(監査事務局第一課)</p>
<p>1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告</p> <p>2 契約の始期 平成28年4月1日</p> <p>3 契約金額 1,800万円を上限とする額</p> <p>4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後に一括払い</p> <p>5 契約の相手方及びその資格 北九州市八幡東区宮の町二丁目4番6号 富下博文 公認会計士</p>	

<p>N o 8 2</p>	<p>指定管理者の指定について(北九州市立浅生スポーツセンター) (市民文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課)</p>
<p>北九州市立浅生スポーツセンターについて指定管理者を指定するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定管理者に管理を行わせる施設 北九州市立浅生スポーツセンター 2 指定管理者に指定するもの 戸畑スポーツコミュニティ共同事業体 3 指定する期間 平成28年9月1日から平成32年3月31日まで 	

No.	件名	要 旨	
平成 27 年度 予算 規模	区 分	補正額の合計	補正後の予算総額
	一般会計	80億2,912万1千円	6,013億1,016万4千円
	特別会計	34億8,500万円	6,791億9,700万4千円
	企業会計	1億1,685万円	1,234億8,066万円
	合 計	116億3,097万1千円	1兆4,039億8,782万8千円
83 84	平成27年度北九州市 一般会計 補正予算について	1 補正額 80億2,912万1千円 2 総 額 6,013億1,016万4千円	
85	平成27年度北九州市 国民健康保険特別会計 補正予算について	1 補正額 25億6,500万円 2 総 額 1,356億7,500万円	
86	平成27年度北九州市 競輪、競艇特別会計 補正予算について	1 補正額 4億円 2 総 額 1,144億6,614万7千円	
87	平成27年度北九州市 土地区画整理特別会計 補正予算について	1 補正額 5億2,000万円 (債務負担) △ 1億2,500万円 2 総 額 17億6,300万円	

88	平成 27 年度北九州市 港湾整備特別会計 補正予算について	1 補正額 0 円	
		2 総 額 56 億 3,300 万円	
89	平成 27 年度北九州市 土地取得特別会計 補正予算について	1 補正額 0 円	
		2 総 額 27 億 4,690 万円	
90	平成 27 年度北九州市 学術研究都市土地区画 整理特別会計 補正予算について	1 補正額 0 円	
		2 総 額 35 億 4,900 万円	
91	平成 27 年度北九州市 交通事業会計 補正予算について	1 補正額 885 万円	
		2 総 額 21 億 5,361 万円	
92	平成 27 年度北九州市 下水道事業会計 補正予算について	1 補正額 1 億 800 万円	
		2 総 額 568 億 1,862 万円	